

## 学校飼育動物活動検討会議運営要綱

### (目的)

第1条 学校における動物飼育活動を通じた教育が子どもの成長に与える影響及びあり方について検討・協議するため、学校飼育動物活動検討会議(以下、検討会議という)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項について検討及び協議を行う。

- (1) 学校で飼育されている動物の管理や環境整備に関すること。
- (2) 動物の飼育方法についての指導に関すること。
- (3) 飼育動物の病気や怪我に対する診療等に関すること。
- (4) 学校・教育委員会・保護者・地域の飼育支援ネットワークづくりに関すること。
- (5) その他検討会議が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、検討会議の委員として次に挙げる者で構成する。

- (1) 川崎市獣医師会代表(2名)
- (2) 小学校理科教育研究会代表(1名)
- (3) 小学校生活科・総合的な学習教育研究会代表(1名)
- (4) 総合教育センター・カリキュラムセンター指導主事(1名)
- (5) 学校教育部指導課指導主事(1名)

### (会議)

第4条 検討会議は事務局が召集する。

### (事務局)

第5条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育部指導課におく。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。